

## 「三世同居世帯支援事業補助金」のお知らせ

3月まで補助金を受けていた方も、新たに申請が必要です。

町では、少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世同居する世帯に補助金を交付しています。

注)三世同居世帯とは・・・

町内に居住し、親、子、孫などの三世以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。



■支給月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

■申請時に必要なもの

- ①申請者の印鑑(認印)
- ②申請者名義の通帳(補助金の振込先)

■申請期間 4月1日(金)～6月30日(木)まで

※4月1日時点で対象となる方は、期間中に申請すれば4月分から交付します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。  
※出生、転入及びその他の理由により対象となった方が年度途中に申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。

■申請場所

子ども未来課、たいへいの里(大平支所)総合窓口係

■補助金の内容

区分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の保護者	児童1人につき月額 7,000円

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)

## 特定不妊治療費及び不育治療費の助成について

町では不妊、不育に悩むご夫婦に対する助成事業を行っています。

いずれも申請日前1年以上の期間上毛町に住んでいる、町税などの滞納がない世帯であることが条件となります。

既に他の市町村で助成を受けたことのある方は、助成額や年数が控除されますのでご注意ください。

### 1. 特定不妊治療費助成について

福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業(福岡県の助成事業)の決定を受けているご夫婦を対象に、町では1回の治療につき10万円までを助成します。

※平成28年4月から、福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業内容(年齢要件、助成回数、助成金額など)が変更されています。詳しい内容は福岡県のホームページに掲載されていますのでご覧ください。

### 2. 不育治療費助成について

専門医療機関で不育症と診断され治療を受けているご夫婦を対象に、医療保険適応外の治療費に対して、町が通算5年度、1年度において30万円を限度に助成します。但し、夫及び妻の前年の所得(1月～5月の間に申請する場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満であることが条件となります。

●上毛町特定不妊治療費助成、不育治療費助成に関する問い合わせ先  
子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線221)

●福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業に関する問い合わせ先  
京築保健福祉環境事務所 健康増進課 健康増進係 TEL 0930-23-2690

## 平成28年度 奨学生の募集

■貸与資格 申請者または保護者が上毛町に3年以上居住し、他の奨学金を受給していない方

■貸与対象者 大学生(短大生、専門学校生などを含む) 高校生(高等専門学校生を含む)

■貸与予定人員 若干名

■貸与金額 大学生(自宅通学) 月額 35,000円以内  
大学生(自宅外通学) 月額 50,000円以内  
高校生 月額 10,000円以内

■償還方法 最大12年(無利息)

■申込期間 4月5日(火)～28日(木)(土、日は除く)

●申し込み・問い合わせ先  
教務課 学務係 TEL 72-3111(内線177)

## 上毛町資源物集団回収奨励金のお知らせ

ごみの減量化及び資源の有効利用並びに町民のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とした制度です。町内の子ども会や自治会などが資源物(新聞、ダンボール、雑誌などの古紙、古布)を集団回収して町に登録された資源物回収業者に引き渡した場合、その引き渡した量に応じて奨励金を受け取ることができます。

詳細については下記までお問い合わせください。

■奨励金額

品目：新聞、ダンボール、雑誌など、古布  
金額：1kg当たり 5円  
※ただし、10円未満の端数は切り捨て

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先

住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)



## 軽自動車税の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税が減免になります。

■対象となる軽自動車

障がいを有する方が所有する軽自動車、もしくは障がいを有する方のために運転する軽自動車(生計同一の方)  
※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。  
※減免の対象となる自動車は、軽自動車および、普通自動車(県税)を通じて1台に限ります。

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳など(障がいの等級が確認できる書類)
- ・運転免許証
- ・車検証(車検が必要な軽自動車の場合)
- ・納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

■申請期限 5月31日(火)まで

※申請は、毎年必要ですのでご注意ください。

●申請・問い合わせ先

税務課 税務係 TEL 72-3111(内線134)  
普通自動車は行橋県税事務所 総務課 TEL 0930-23-2216

## 平成28年度 住宅用太陽光発電システム設置費補助金のお知らせ

平成28年度の住宅用太陽光発電システム設置費補助金の申請受付を行います。

なお、詳細については下記までお問い合わせください。

補助対象	自ら居住する、または居住しようとする町内の住宅(店舗併用住宅及び建売住宅を含む)
補助金額	システムの最大出力1キロワットにつき5万円 ただし、4キロワットを超えるものについては4キロワットとする。(上限額:20万円)
予算額	600万円(30件相当)
受付開始日時	4月21日(木) 8:30～ 先着順で受付し、システム設置による補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

## 平成28年度 浄化槽設置補助金のお知らせ

平成28年度の浄化槽設置補助金の申請受付を行います。この補助金は浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(八ツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽/60万円 7人槽/84万円 10人槽/120万円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下・・・5人槽 130㎡超・・・7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(金) 8:30～ 設置予定基数は60基としますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3111(内線192・198)

## コンポスト等生ごみ処理容器購入補助金のお知らせ

生ごみの減量化を推進し、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることを目的として、一般家庭がコンポストなど生ごみ処理容器を購入した場合、その費用の一部を補助します。生ごみ処理容器の購入を検討されている方は、ぜひ補助金を活用してください。詳細については下記までお問い合わせください。

補助金額	購入金額の2分の1 ただし、電動のものは上限額1万5千円(1世帯1台まで)、非電動のものは上限額3千円(1世帯2台まで) ※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。
------	---

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)